

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

※下記一覧にはあくまで参考であり、条件によっては追加の書類が必要となる場合もあります。また、随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいごネットをご確認ください。

※事業所の移転や加算や再開に係る届出に伴い、届出変更申請が必要の際は、当該変更にかかる届出も併せてご提出ください。

△印は、変更がある場合のみ必要な書類

●印は、加算取得（減算解除含む）の場合に必要な書類（加算取下げの場合は不要）

Table with columns for '変更があった事項', '法人に関する変更', '事業所に関する変更', '加算', '休止', '再開', '廃止'. Rows include various forms like '変更届出書', '代表者情報', '運送規程', '介護給付費算定'.

★1 委託化については、委託する事業所は、届出が必要です。（受託する場合は不要です。）集約化については、集約する側の事業所も、集約される側の事業所も、いずれも必要です。

★2 なお、委託化・集約化については、いずれも変更届の提出前に「介護職員処遇改善」事前相談が必要です。変更届の提出前に事前相談が必要です。

★3 変更届の提出前に事前相談が必要です。なお、変更届の提出前に事前相談が必要です。変更届の提出前に事前相談が必要です。

★4 運営規程の従業員の数について、「〇人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特例措置もあります。詳しくは、NAGOYAかいごネットに掲載しておりますのでご確認ください。

★5 過去に補助金を受けている場合は事前相談が必要です。休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。なお、休止届の休止期間は、最長6ヶ月です。

注 1) 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。

注 2) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注 3) 業務関係の変更も届出が必要です。

注 4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注 5) 経歴書の添付は、看護師・介護福祉士等の資格がない者がサービス提供責任者として1年以上従事したことを持ってオペレーター業務に就く場合に限りです。

注 6) サービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、サービス提供体制強化加算計算書を必ず作成し、その内容を反映したものを提出してください。なお、当該計算書の様式については、NAGOYAかいごネットに掲載しておりますのでご確認ください。

注 7) 介護職員処遇改善加算等を算定していた事業所は、NAGOYAかいごネットの「介護職員処遇改善実績報告書について」をご確認の上、実績報告書等を併せてご提出ください。

注 8) NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。

注 9) その他基準省令確認書類（参考様式46）は、本市が必要と認める場合に添付してください。（様式は必要の都度配布します。）

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。